

## 一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 学術集会規程

(定義と名称)

### 第1条

1. 本規程は、日本獣医腎泌尿器学会（以下「学会」という。）の学術集会の運営について定める。
2. 本規程における学術集会とは、「第\*回 日本獣医腎泌尿器学会 学術集会」を指す。
3. 英語名称は「The \* th Annual Meeting of the Japanese Association of Veterinary Nephrology and Urology」とする。

(開催)

### 第2条

学術集会は、原則として年1回以上開催するものとする。

(発表者)

### 第3条

学術集会における発表者（講演者）は、本会の会員に限る。ただし、会員の知識の向上を目的とし、大会長が特に要請する場合はこの限りでない。

(参加費)

### 第5条

学術集会の参加者は、所定の参加費を納めるものとする。

(講演者等への対応)

### 第6条

学術集会大会長または学会認定審査委員会委員長が依頼する、会員以外の講演者、講師、座長については、参加費を免除し、その謝礼は別途「謝金・旅費等支出細則」に定める。

(大会長の推薦と承認)

### 第7条

学術集会の大会長は学術集会運営委員会がこれを推薦し、理事会の承認を得るものとする。

(大会長の職務と任期)

### 第8条

1. 大会長は理事会に出席し、意見を述べることができる。
2. 大会長の任期は、理事会で大会長に決定した日の翌日から、当該年度の学術集会終了日

までとする。

(開催に関する周知)

#### 第9条

大会長は、学術集会・総会の開催6か月前までに、会期・会場・演題募集要項等の開催情報を公示しなければならない。

(実行委員)

#### 第10条

1. 大会長は、学術集会・総会の実施にあたり、若干名の実行委員を委嘱することができる。
2. 実行委員は大会長の諮問に応じ、運営を補佐する。
3. 実行委員の任期は大会長と同じとする。ただし、再任を妨げない。

(共催学会・研究会への派遣)

#### 第11条

学術集会以外の共催学会・研究会において、本会が依頼した発表者・講師の参加費、旅費、宿泊費、謝礼の取扱いについては、共催学会・研究会からの支払いがない場合、本会の「謝金・旅費等支出細則」に従い支出する。

補則

本規程の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この規程は、2025年6月1日より施行する。